經濟論叢

第七十八卷 第四號

ヒルファーディングの帝国主義論(-)静	田	均	(1)
イギリス海運業形成過程の基本的特質山	田浩	之	(18)
ソヴェト国民経済バランス論の史的考察嫌	田武	治	(36)
社会政策•社会事業(書評)與	田	柾	(55)

[昭和三十一年十月]

京都大學經濟學會

社会政策·社会事業

- 孝橋正一氏著「社会事業の基本問題」をめぐって--

しがき

は

社会政策、就中その発展―顕落形態としての社会保障制度を考察する場合、社会事業の本質についての科学的分析は、社会事業い。従来、社会事業の本質についての科学的分析は、社会事業の実務家は勿論のこと、その理論家―社会事業学者によってもが、社会事業の本質についての科学的分析は、社会事業の実務家は勿論のこと、その理論家―社会事業学者によってもんどなされることはなく、僅かに少数の社会政策学者によったという。

事業論を鋭く批判しそれを科学的水準に引上げた点において、幸橋正一氏著「社会事業の基本問題」は、従来の通俗的社会大河内一男氏「我国に於ける社会事業の現在及び将来」(註) 例えば、風早八十二氏「社会事業と社会政策」

一、慈善と社会事業

の小論もこれらの諸章を中心に進められる。

会的諸問題の分析と第二章の社会政策の補充性であるから、私

性格の忘却にあると断ぜられる。(「社会事業の基本問題」五六の混乱を指摘し、その混乱の根拠を社会事業の歴史的・社会的素橋氏は序説と第三章において、先づ社会事業に関する認識

第七十八巻 三四九 第四号 五五

社会政策・社会事業

の転化の過程を次の如く述べられる。 ない筈だという立場を強調し、イギリスの歴史に依拠しつつこない筈だという立場を強調し、イギリスの歴史に依拠しつつこめには歴史法則の規定する歴史的・社会的根拠がなければならであり、救済的現象が「慈善」から「社会」事業に転化するたー六一頁)そして社会事業は単なる慈善とは質的に異ったもの

を「社会事業」と呼ばれる。然しながら、資本主義社会におい ては何故「慈善」が「社会事業」に転化されねばならないかと ぶことを峻拒しつつ、氏は資本主義社会における救済活動のみ としているし、私もまたそのように理解している」(六二頁) 利潤をさいて、みずからその一部を教会や慈善施設に寄附す する貧窮の増大的な堆積をもたらしたが、資本―企業家は社 社会制度や時代を超越した救済活動一般を「社会事業」と呼 して行った。ひとびとはそこに私的社会事業の出発をみよう 態や方法から、しだいに計画的および合理的なそれへと発展 ……慈善はいままでの恣意的・非組織的ないし非合理的な形 ために、いわゆる慈善組織化協会運動がロンドンにおこされ、 れていた。そこで慈善の重複・偏在などを調整・組織化する て恣意的に乱立した慈善施設は、無政府的混乱の状態におか る道をえらんだ。一九世紀中葉前後の頃には、このようにし 会的諸問題に対する国家の干渉を拒否するかわりに、莫大な 産業革命の進展と産業資本の飛騰的発展は、それに比例

いうことについての体系的分析は見受けられず、ただ資本主義の発展は貧窮の増大をもたらし今迄のような慈善的対応では処の発展は貧窮の増大をもたらし今迄のような慈善的対応では処の発展は貧窮の増大をもたらし今迄のような慈善的対応では処の発展は貧窮の増大をもたらし今迄のような慈善的だ別ででは処しとしない。ここで重要なことは只単に現象的推移の跡をたどることではなくて、資本主義機構の産物たる貧窮の増大が何故でとしない。ここで重要なことは只単に現象的推移の跡をたどることではなく、資本主義機構の産物たる貧窮の増大が何故い。ことではなく、資本主義機構の産物たる貧窮の増大が何故い方こと、並びに何故そこで「要求された慈善の再編成は……の発展は貧窮の増大をもない。氏はこれらを分析するととなく、資本主義の発展の結果たる貧窮の増大について述べらた。

二、社会事業と社会政策との相違

求められる。(六八頁)

あるが、この区分は必ずしも明確ではない。に対応する社会的方策を夫々社会政策、社会事業とされるので「社会における関係的・派生的課題」の二つに分析し、これら「社会における関係的・派生的課題」の二つに分析し、これら

ている場合であって、それはこの社会制度がもたらす社会 **義的生産関係の機構的=構造的矛盾から、基本的・直接的** 的困難の集中的 にあたえられ、それを社会的人間がみずからの上に体現し 「社会の基礎的・本質的課題」と云うのは、「資本主 ・典型的表現として把握される もので あ

る。二(二三頁)

もって特徴づけられ、基本的・集中的に社会問題をよびさ が社会的人間の典型としての労働者にその担いてを見出す ますところから、それに重ねて、そしてそれに関連しある るのではなくて、社会がそのような機構的=構造的特質を におけるように社会それ自身について問題が提起されてい ところの第二次的な社会的困難」である。(二四頁) いはそのことの結果として、関係的に派生してきて、それ 「社会における関係的・派生的課題」とは「第一の場合

社会的位置から遠ざかっているので、これらのものに対して などは、すでに社会の基礎的・本質的課題の体現者としての 請せられ登場してきたものであるといえよう。ところですで に労働能力を消耗しつくした老令者や廢疾者や死亡者の遺族 そしてこの区分の不明確さは、孝橋氏自身も認めておられ 例えば、社会保険制度についての氏の所論をみてみよう。 社会保険制度は、もともと……社会政策的措置として要

> に達成されるという視点からは、どこまでも社会政策の対象 とその再生産を確保しようとするなら、当然におそいかかる 会的必要の充足方法を講ずることだけが課題としてのこされ 会の空費であるとみることもできるであろう。したがってこ 社会保険による給付を行うことは、ある意味ではまったく社 でなければならないであろう。」(五七頁) 会保険の対象にくりいれることによって、社会目的が窮極的 断定することが出来ないであろう。むしろこれらの人々を社 あるという立前からは、それはけっして社会の空費とのみは このような事態をつつんで成立することのできているもので 造的に要請するその基本的な生産力としての労働力―労働者 るであろう。……しかしながら、資本制社会が機構的=構 係的・派生的課題の担い手として、その生活上の基本的な社 れらの人々に対しては、社会事業の領域で、社会における関

いない。(註)社会政策とを区別する何らの決定的要因とはなって社会事業と社会政策とを区別する何らの決定的要因とはなって 課題といい社会における関係的・派生的課題といい、ここでは らは社会政策であるとされている。即ち社会の基礎的・本質的 等の社会保険が、ある観点からは社会事業であり、他の観点か 見られる如く、ここでは老令年金 (保険)!や癈疾年金(保険)

更に孝橋氏の如く社会的問題の二分類に従って社会事

錘

第七十八巻 三五

社会政策・社会事業

第四号

五七

の代替物として登場する失業救済事業は社会政策と云わざ課題と考えるならば、失業保険制度を欠いている場合にそい金社会政策ということになり、又失業問題を社会の基本的権助金支給(スピーナムランド・システムの場合の如き)を社会政策を区別すると次の如不を合理な事態が生ず業と社会政策を区別すると次の如不を合理な事態が生ず

してわざわざ混乱に陥入られたのであろうか。幸橋氏は何故このように区別の基準となり得ないものを導入

るをえない破目に陥入ることとなる。

異」(傍点引用者)によって区別せられることとなる。而もことともと孝橋氏は、大河内一男氏や竹中勝男氏が社会事業とされたのである。この場合、何が基本的問題であり何が派生的は、「その対象にむけられる認識の視点の相異」に求めるべきだとして、前述の如く社会的諸問題を点の相異」に求めるべきだとして、前述の如く社会的諸問題を点の相異」に求めるべきだとして、前述の如く社会的諸問題を立れたのである。この場合、何が基本的問題であり何が派生的意味を社会政策、後者に対応する社会的方策を社会政策、後者に対応する社会的方策を社会政策、後者に対応する社会的方策を社会政策、後者に対応する社会的方策を社会政策、後者に対応する社会的方策を社会政策、後者に対応する社会的方策を社会政策との区別をその「対象の種類の相異」に求めておられるとととなる。而もこととなる。而もこととなる。而もこととなる。而もこととなる。而もこととなる。而もこれたのである。一ちともともと孝橋氏は、大河内一男氏や竹中勝男氏が社会事業ともともと孝橋氏は、大河内一男氏や竹中勝男氏が社会事業ともともととなる。而もこれたのである。

0

- 認識の視点」とは、その実、孝橋氏の批判の対象となって

る。

そこでこの不足分を補うものとして生れてきたのがこれら

社会政策的機能をはたしているものとみなければならないであるか。」(傍点引用者)。(五六頁)では、社会保険はどう考えるべきであるか。労働者は労働力の再生産に要する費用を賃金として受取るのであるが、周知のの再生産に要する費用を賃金として受取るのであるが、周知のの再生産に要する費用を賃金として受取るのであるが、周知の知く、この労働力の価値の中には家族の養育費や文化費等々が如く、この労働力の価値の中には家族の養育費や文化費等々が如く、この労働力の価値の中には家族の養育費や文化費等々が知り、これらの活動と見なければならない。事実、十九世紀におけるイギリスの熟期間中の生活費も当然労働力の価値内容を形成するものであるが、周知の当時は、自己の賃金から(組合の共済手当という形を通して)これらの諸費用を賄い得たのである。然るに、特に独占段制者は、自己の賃金から(組合の共済手当という形を通した)これらの諸費用を賄いならない。事実、十九世紀におけるイギリスの熟期間中の生活費も当然労働力の価値内容を形成するものであるが、周知のの再生産に要する場合のである。第一次であるが、周知のの再生産に要する。

険を社会政策の一形態であると見做すのである。このように、のにすぎない。このような観点から、我々は前記の如き社会保のにすぎない。このような観点から、我々は前記の如き社会保が、これらの社会保険による給付は、直接労働諸条件に係り合び、これらの社会保険による給付は、直接労働諸条件に係り合働力の価値――賃金の一部分を構成するものである。換言すれ

の社会保険である。

即ち社会保険による給付は、本来的には労

失業保険であろうと老令年金であろうと、理論的には全く同様

も、或観点からは社会事業と見做さざるをえないこととなろりまうな――に求めるならば、失業保険の如き社会政策さへいうような――に求めるならば、失業保険の如き社会政策さへ相異」――「社会の空費」であるか否かとか、「産業のための本権氏の如く社会事業と社会政策との区別を「認識の視点のに考えるべきである。

図とは反対に、大河内氏の社会事業論よりも却って論理的混乱力説的社会政策論に最後の拠り所を求められたために、氏の意題の二分類という極めて曖昧な概念に対応させ、その実、生産い出発点にも拘らず、その「課題の内容の相異」を社会的諸間、出発点にも拘らず、その「課題の内容の相異」を社会的諸間の出発がだきしめている課題の内容の相異」に求めるという正し対象がだきしめている課題の内容の相異」に求めるという正し対象がだきしめて派を構氏は、社会事業の本質についての大河内氏らの要するに孝橋氏は、社会事業の本質についての大河内氏らの

する道は、その社会政策論を全面的に踏み越える以外にはありに陥込んでしまわれたのである。大河内氏の社会事業論を克服

三、大河内氏における社会事業と

えないのである。

社会政策との相違

孝橋氏の批判の対象となった大河内一男氏は、

その生産力説

る要救護性(或は要保護性)にその課題を見出 すのに 対し「社会政策が、国民経済に於ける生産者としての資格に於けとの相異をその対象の相異に求められる。

との聯関に於て問題とされるのでなく、それ以外の資格に於て、……〈社会事業に〉於ける要救護性は、 生産者たる資格

社会事業の現在及び将来」《社会政策の基本問題・増訂版》所外的存在だと云うことが出来るであろう。」(「我国に於る所外的存在だと云うことが出来るであろう。」(「我国に於る院資本制経済の再生産の機構から一応脱落した謂わば経済秩い、社会的分業の一環たることを止めた場合に於ける経済的、保健的、教育的等の要救護性であり、この意味でそれに資本制経済との優れた意味での聯繫をに於ける要教護性は、資本制経済との優れた意味での聯繫をに採り上げられるのである。……このように社会事業の場合

第七十八卷 三五三 第四号 五九

所

収。

四三五一六頁

社会政策・社会事業

第七十八巻

てではなくそれ以外の資格において採り上げられるのであるとてではなくそれ以外の資格において採り上げられるのであるという事実──は、誠に孝橋氏が批判される 通りである。(一○三→五頁)然し或意味では大河内氏の論理は誠に整然としており、社会政策は生産者としての資格における要救護性にしており、社会政策は生産者としての資格における要救護性にしており、社会政策は生産者としての資格における要救護性にしており、社会政策は生産者としての資格における要救護性にしている。

序外的存在だと云うことが出来るであろう」として、孝橋氏の序外的存在だと云うことが出来るであろう」として、孝橋氏の序外的存在」とともに「生産者としての」労働者もまた社会事業の対象にくり入れられることを否定する論理的必然性は生れて来ない筈である。然るに大河内氏は折角この正しい性は生れて来ない筈である。然るに大河内氏は折角この正しい性は生れて来ない筈である。然るに大河内氏は折角この正しい。別用文に見られる如く、「社会事業の場合に於ける要救護性は、生産者としてではなく「それところで社会事業の要救護性は生産者としてではなく「それところで社会事業の要救護性は生産者としてではなく「それところで社会事業の要救護性は生産者としてではなく「それところで社会事業の要救護性は生産者としてではなく「それところで社会事業の要救護性は生産者としてではなく「それところではない。

ついての正しい理解の糸口を見出すことが出来る。

云われる前半の叙述部分の中に、我々は社会政策・社会事業に

社会政策を総資本の合理的配慮として理解される。たかを検討してみなければならない。周知の如く大河内氏は、ら出発されながらなぜ誤った命題を導き出されねばならなかっ

.註) 大河内氏の社会政策論の基本的論理を極めて図式的に

- 問題・増訂版一〇五頁) ・増訂版一〇五頁) ・経度に急速に転換すればするほど、即ち『労働力』がそれを極度に急速に転換すればするほど、即ち『労働力』がそれを極度に急速に転換すればするほど、即ち『労働力』がそれがよればするほど、即ち『労働力』がそれがある。「個別資のに対して避奪的である。「個別資の示せば次の如くなる。
- (2)視野乃至経済の総体的循環の立場に立つ時、 の成立の基礎を脅かし、 とは、若しそれが、永い間続けば、当該経済社会そのもの 従って労働力が全体として非合理的取扱 非合理的なものであるということが直ちに明らかになる。 「労働力」の継続的磨滅は、ひと度我々が社会的総資本の (前掲書一〇五一 ところで個別資本の立場からは合理的と思わ その循環を不可能 (V) ならしめる。 それは極めて 対象となると れ得 た
- 資本の立場からは、生産要素としての「労働力」が確保・3)かくて資本制経済が順当な発展を遂げるためには、総

手厳しい批判を受けられることになったのである。

我々はここで、大河内氏が社会事業についての正しい理解か

保 三一、四一一七頁) 三、二六五、二七四、社会政策の経済理論、一三、二九、 ĸ ると云うことが出来る。 Ϋ. ر در (前掲書・九七—ハ、 b b .「鉄の如き堅固不動の自然律」として 把 えられ う |並びに発展の基本的条件として内在的 (全せられねばならず、ここに社会政策は経済社会の 与えられるものではなく、資本制産業そのものの成 . Ot, とのような意味で社会政策はまさ 1 1 0 - 1 1 1 頁。 必然性 をも って る。 一七 小外 v.

ねばならぬということである。 (注) 展を遂げるためには「労働力」の合理的保全がその前提となら (註)の③で述べた如く、 大河内氏の社会政策論における重要な論理構造の一つは、 (4) 八一一七頁。 める一契機たるにすぎない。 ずるも ものであるから「階級斗争」はただそれを実現=発展せ 右の如く社会政策は経済社会の内在的必然性として生 ので あり、 社会政策の経済理論一二九―一三七頁) それは総資本の合理的配処に外ならな 資本制経済が、その順当な循環・発 (前掲書一三八—一四四、 1, v

7 る濫耕、 義の精神と合致せざるものであることは、 社会政策。 『労働力』に対する非合理的取扱いが資本制的合理 また『労働力』 林業に於ける濫伐が合理的経営ではないのと同様 社会事業 の保全が合理的であるのは、 恰も農業に於け 機械 丰

> 躗 致するものであるのと同様である。」 に対する絶えざる掃除や注油が合理的工場経営の精神に合 ・ 増訂版 一 一 一 真 (社会政策の 基本問

脱落した謂わば経済秩序外的存在」であるということになる。象ではなく、その対象は「資本制経済の再生産の機構から一度 社会政策をあるべき水準まで引上げることによってなされるべ 働力の保全は「自然律」として行われる筈であるということで きである)従って生産者たる資格を担う労働者は社会事業の対 おるからであり、従ってそのギャップは理論的にはあくまでも の目的を果しえないのは、それがそのあるべき姿から逸脱して 会的方策で十分であるということである。(現実の社会政策がこ 即ち労働者としての資格に於ける要救護性は社会政策という社 ある。このような論理から導び出される当然の帰結は、 られるべきである、 する社会的方策は、資本制経済発展の当然の前提として保障せ 之を裹返して云えば、労働者の生活上の諸種の不充足に対応 即ち典型的な資本主義仕会においては、

きた。 構から一応脱落した謂わば経済秩序外的存在」に求め再生産機 出されるに至ったかを氏の社会政策論を吟味しながら検討して 構の中に位する経済的存在としての労働者をその対象から追 以上我々は、 大河内氏が何故社会事業の対象を「再生産の機

第七十八卷 三五五 第四号

第七十八巻

四、社会事業の補充性―

社会政策と社会事業との関係

が、然らば、この両者は孝橋氏にあってどのように関連づけら対応する社会的方策を社会政策・社会事業ときれ たの で ある前述の如く、孝橋氏は社会的問題を二つに分類しその各々に

「社会的諸問題の醸成と増大、労働者階級の登窮と失業、階れているのであろうか。

さればこそ次の如く述べられる。

におかれている」。かかる事情のために、社会事業という社会が、それを十分に貫徹してゆくことがゆるされない事情のもとが、それを十分に貫徹してゆくことがゆるされない事情のもと機を与え」たのであるが、社会政策ははその限界性のために、機を与え」たのであるが、社会改良主義的政策をせまる条件と契級対立の激化は、国家に社会改良主義的政策をせまる条件と契

へその歩みを進めるに至るのである」(一三一頁)は、社会政策の推進と発展のみならず、……社会事業の政策化的対応が社会政策に重ねて要請され(四八 ─ 五 ○ 頁)、「国家

ない。」(一三一頁)

供することは事実である。然しこの基盤が一般的に存在すると化の進行や社会政策の限界性が社会事業発展の前提的基盤を提会事業の必然性を導き出しておられるにすぎない。一般的窮乏を基底として社会政策の限界性から直接、その補充としての社要するに孝橋氏は、資本主義の発展がもたらす一般的窮乏化

勿論、孝橋氏自身このことを意識しておられない筈はない。然性こそ重要な問題でなければならず、これを解明せずしては然性こそ重要な問題でなければならず、これを解明せずしては然性こそ重要な問題でなければならず、これを解明せずしてはがということとその基盤の上に社会事実が何故発展せざるをえないりこととその基盤の上に社会事実が何故発展せざるをえない

という事情が因縁的に存在していることをわすれるべきではしており、もはや国家権力をもって単純に封殺・抑圧することはできないのみならず賢明でもないというまでに社会的勢とはできないのみならず賢明でもないというまでに社会的勢とはできないのみならず賢明でもないというまでに社会的勢とはできないのみならず賢明でもないというまでに社会的勢とはできないのみならず賢明でもないとなる組織的圧力が増大回る政策となる。

策と社会事業と階級闘争との関連を、より論理的に究明することのように階級闘争を持ちこれではなく、社会政果して救われるのであろうか。氏にとって必要なことは、階級にのように階級闘争を持ちこむことによって孝橋氏の論理は

とでなければならない。

我々は社会政策の代替物としての社会事業については、氏の

造、資本主義の特殊性、労働者階級の組織的運動の特殊性等々 形態をとって結実すべきものが、種々の事情· 階級の闘争に対する譲歩として本来ならば当然社会政策という 理論により容易にその必然性を見出しうる。というのは労働者 -のために社会事業という誤魔化しの形態として生れたもの -国家権力の機

社会事業は階級闘争とどのように係わり合うのか我々には理解 政策への補充という点にある。この社会政策への補充としての であると考えることが出来るからである。 出来ない。 ての社会事業はその本来的姿ではなく、社会事実の本質は社会 然るに孝橋氏によれば、このような社会政策への代替物とし

政策の充実という形をとらずに社会事業という形で「補充」せ のために生ずる労働者階級の社会的必要の不充足が、 的・本質的課題に対応する社会的方策というようなものとして 根さしている。ここで重要なことは、社会政策を、社会の基礎 この理論的不明確さは氏の社会政策に対する理解の不充分さに るか。孝橋氏の論理からはこの必然性は解明出来ない。そして の不充足を「補充」すべき謂はば社会的基金は何故社会政策と られるのであろうか。労働者階級を含む国民大衆の社会的必要 いう形をとらずに社会事業という形を採らざるをえないのであ 我々も社会政策の「限界性」を認めるのであるが、 この限界 何故社会

> 根本問題」増訂版・序文、傍点引用者)とすれば、社会政策の 値収奪に対する抑制・緩和策」(岸本英太郎氏「社会政策論 ことである。社会政策を「国家の行う資本家による労働力の価 ではなく、それが直接労資関係に関連するものとして把握する

業の経費は国民大衆 部分は国民人衆より吸い上げられるのであるから、結局社会事 に転嫁する場合にはその経費は国民の税金で賄われ、租税の大 こととなり、ここに社会事業が発生する。而もこの負担を国家 するよりも、その負担を国家その他の機関に転嫁する道を選ぶ である。それ故資本は、社会政策という形で失費を伴う譲歩を 負担を感ずるために、その発展に対しては頑強に抵抗するわけ となる。このように資本は社会政策の拡充発展によって直接的 発展・充実はその限りでは資本家の利潤を減少せしめること 労働者階級 ――の負担に外ならないと

に、その対応の形態を無視することは重大な誤りと言わざるを えないであろう。 社会政策と社会事業との関連を論ずる場合には、このよう いうことが言える。

の両者が明らかに矛盾する概念であることは第二章の の中でも最も重要な理論的基礎を形成しているのであるが、こ 二分類)と社会事業の補充性の強調とは孝橋氏の「基本問題 なお、社会的諸問題の分析(基本的課題と派生的課題とへの 能

社会政策・社会事業

第七十八巻

三五七

第七十八巻

竹中勝男氏をいたく感心させた。(竹中勝男氏著「社会福

五七―八頁で指摘したところからも直ちに理解せられうる筈で

解しておられるかを、検討してみよう。 労働力に対する総資本の合理的保全を以て社会政策とされる 次に社会事業と社会政策との関連を大河内氏がどのように理

大河内氏は、社会事業に対しても生産力説的理解を示しておら

例えば貧民を貧民として救済することを目的とするものでは 秩序外的存在を経済的存在たらしめるものである。それは、 象をはじめて社会政策的要救護性たらしめるのであり、経済 政策的要激護性に切り換えてゆくところにその特質を持って め、かくして、貧民としての要救護性を生産人としての社会 なく、貧民をば産業上の「人的資源」乃至生産要素たらし 「……社会事業はその要救護性を処理することによって、対

となり、ただその働く部面が異るのみとなる。(註)かくて、社会事業は社会政策と同一の論理的構造をもつこと

いる。」(基本問題四三八頁)

(社)

大河内氏はこのことを「社会事業は社会政策の周囲に

働き、社会政策の以前と以後にその場所を持つものと言う 会政策の基本問題」・増訂版四三七頁)。そしてこの表現は ことが出来る。」と述べられている(人河内一男氏著「社

> 源』乃至生産要素」として救済せねばならないのかということ 主義社会において、なぜ「貧民」までをも「産業上の『人的資 については、大河内氏は何も説明されていない。 然し現実には絶えず尨大なる産業予備軍が存在している資本 分であるという考え方――である。(前掲書一八七一八頁) 研究一四五頁)。大河内氏の理論をより精密巧妙に展開 は氷山の水面より上の部分であり、社会事業はその基底部 たのが竹中氏の社会事業論、就巾その氷山論―――社会政策 L

. 会政策によって救済されなかったかということが証明せられねどに十分なものであること並びに「貧民」になる以前に何故社 ばならないであろう。

事業による救済が貧民を「生産要素」にまで引上げるに足るほ

更に又、大河内氏の所論が正当性を獲得するためには、

あれば、では何敌それが社会事業という形態で救済されね 判を甘受せねばならぬこととなる。 ばならないかという問題が生じ、孝橋氏の場合と同様の批

(註) とのことは社会政策の限界から説明されるというので

れる。 ところが、大河内氏はまさにこれと反対のことを述べておら

「……資本制経済の上昇期に在っては、社会政策の……二

政策的要救護性に切り換えてゆくところにその特質を持ってい政策的要救護性に切り換えてゆくところにその特質を持っていた位」を「然立ことが出来るであろう。ここでは明らかに社会政策への見出すことが出来るであろう。ここでは明らかに社会政策への「代位」を「窓善的性格」を引離す必要はなく、むしろそのようなものの中にこそ社会事業の性格が、そしてその「慈善事業的性格」を引触す必要はなく、むしろそのようなものの中にこそ社会事業の性格が、そしてその「慈善事業的大河内氏はこの正しい観点を貫くべきであった。この視点からは社会事業は「貧民としての要救護性を生産人としての社会政策への局当する。

くる隙間も存在しない筈である。との相異をその対象の種類の相異に求めるという方法が生じてとの相異をその対象の種類の相異に求めるという方法が生じてる」という論理が生れてくる筈はない。又社会事業と社会政策

五、む す び

第一章で見た如く、我々は「慈善」と暖別された「社会事第一章で見た如く、我々は「慈善」と暖別された「社会事業には本来的に慈善的なものが含まれていると見るべきではなかろうか。

っており、かような権利義務の基盤を欠き、上から文字通り一義務と与えられる側における権利というものが前提として横わ護法」をとってみよう。そこには明らかに、与える側における機しようと思っているわけではない。例えば我が国の『生活保とは云え、私も「慈善事業」と「社会事業」とを完全に同一

社会政策・社会事業

三五九 第四号 六五

第七十八卷

ている。 方的恣意的に与えられる「慈善事業」とは明らかに質的に異っ

然るに、この権利義務関係の一応の存在にも拘らず、「資産

高書的要素を看過するわけにはゆかない。社会政策の場合においてはその適用をうける対象は個々バラバラの労働者ではなくいてはその適用をうける対象は個々バラバラの労働者ではなくいてはその適用をうける対象は個々バラバラの労働者ではなくに財政的裏代けが登弱な場合においては、その保護を一方的慈に財政的裏代けが登弱な場合においては、その保護を一方的慈治的なものたらしめる契機を絶えず包含していると言わなければならない。そして社会事業経費の財政的切下げの危険は常時ばならない。そして社会事業経費の財政的切下げの危険は常時でならない。そして社会事業経費の財政的切下げの危険は常時でならない。そして社会事業経費の財政的切下げの危険は常時ではないか。

しめるに至るであろう。

制度と呼ばるべきであろう。この意味で社会事業は社会保障制
が事由が発生した場合に、意善的要素―可能性がそとから完全に払
を和義務関係が一層の発展をとげ、一定の収入を確保出来な
の特殊性があると云えるのではなかろうか。
ところに社会事業
の特殊性があると云えるのではなかろうか。

なる。

度に至る一つの過渡的形態であると呼ぶことが出来るのではな

かろうか。

団結力の強化と階級政党の勢力の増大とはこのことを可能ならし、労働者階級の統一的闘争力である。社会政策の発展上生進化は労働者階級の統一的闘争力である。社会政策の発展上推進には労働者階級の統一的闘争力である。社会政策の発展―推進には労働者階級の統一的闘争力である。社会政策の発展―推進には労働者階級の統一的闘争力である。社会政策の発展―推進

---労働強化---のために生活上の不充足を感ずることと在---労働時間の短縮---にも拘らず労働者は新しい事態に取扱うにすぎない。かくて例えば労働時間の短縮は労働に取扱うにすぎない。かくて例えば労働時間の短縮は労働的に保護するものではなく、問題の諸条件を個々バラバラ(註) 社会政策による保護は個々の労働者を統一的・全生活